

◆提出が必要となる変更事項及び添付書類

変更事項	添付書類
1 商号又は名称の変更	◆建設工事等の場合 建設業法第11条に基づく変更届出書の写し又は商業登記簿抄本(謄本)の写し ◆測量等、製造の場合：商業登記簿抄本(謄本)の写し ※1 人名、商号名称には、必ずフリガナをふること。 ※2 商業登記簿抄(謄)本の写しについては、なるべく両面コピー(長辺とじ)で提出すること。
2 所在地の変更 (委任をしている営業所も含む。)	
3 代表者の変更	
4 受任者の職氏名の変更	委任状 ※委任期間については、変更日から資格有効期間末日まで
5 電話番号及びファクシミリ番号の変更	必要なし
6 建設業許可における変更事項 ※変更のない更新は含まない。	許可通知書又は登録通知書の写し
7 建設コンサルタント登録部門の変更	登録又は抹消を証する書類の写し
8 組織変更	登記事項証明書の写し 株主調書 建設業許可(登録)通知書の写し
9 廃業	廃業届の写し
10 委任先の新規、変更(注)	営業所及び委任関係一覧表(第4号様式) 委任状 ※委任期間については、変更日から資格有効期間末日まで
11 合併、会社分割等	※事前に各提出先にお問い合わせください。
12 会社更生手続き開始、民事再生手続き開始	
13 技術者数 ※測量等の土木設計を有して管理技術者・照査技術者の総人数が2名以上もしくは2名未満になった場合	技術者経歴書(第3号様式その2) 技術者集計一覧表(第3号様式その3)

(注) 新規に営業所への委任を行う場合に委任している申請業種別を追加・変更する場合には、次のすべての条件を満たすこと。なお、営業所の新設、委任業種の追加・変更が分かるように変更届に記載すること。

(1) 法律等で許可、登録等が必要とされている場合には、資格審査の申請業種に対応した許可、登録等を得ている営業所であること。

例 建設工事…建設業の許可、測量…委任先の登録 等

(2) 営業所の長への委任内容として、見積・入札・契約締結・代金請求及び受領のすべての権限を委任していること。